

県内貿易事業者等とのビジネス連携に関する調査委託業務

No	回答日	仕様書等の項目	質問内容	回答
1	8月24日	再委託の制限等 ○再委託により履行することのできる業務範囲	2業者に下記の業務の再委託を検討しておりますが可能でしょうか。 1. 行政書士事務所 再委託費50万円 再委託内容: 在冲外国人並びに外資系企業への調査依頼に関する協力呼びかけ 協力者への情報提供可否についての確認 2. 金融機関 再委託費50万円 再委託内: ビジネスマッチング手法を検討するため、ミニビジネスマッチング会の開催	企画提案仕様書 8 再委託の制限等にある通りで、「契約の主たる部分」は再委託はできません。 ご質問の行政書士事務所及び金融機関への再委託内容については、 1. ヒアリング先選定のための業務補助 2. マッチング手法検討のためのイベント開催 と理解すると金額を含め契約の主たる部分にはあたらないと見受けられますが、再委託にあたっては、8 再委託の制限等 (4)再委託の承認にある「書面による県の承認」が必要であり、妥当性等詳細についてはこの段階で確認、判断をさせていただくことになります。
2	8月27日	3. 事業目的	○「海外に商流、物流や人的ネットワークを持つ・・・」における「海外」とは、具体的にどの国・地域を想定しているか。	国・地域は限定しておりません。 なお、事業成果目標を「県内貿易事業者等リストの作成」「県内貿易事業者等とのビジネスマッチング手法の検討とモデル化」としており、本調査事業において、輸出促進に効果的であるかの観点で国・地域についても整理していただくこととなります。
3	8月27日	2 5. 企画提案内容(1)-②	○「商材の海外販路・・・」とあるが、「商材」について対象品目等の指定はあるか。	商材の指定はありません。 なお、No.2の回答と同様で、輸出促進に効果的であるかの観点で商材についても整理していただくこととなります。
4	8月27日	3 再委託	○事業者ヒアリングにおいて、調査員を擁する他社に調査の一部を委託する場合、再委託として認められるか。(再委託金額は全事業費の50%未満)	No.1の回答と同様となります。 ご質問の再委託内容については、 ・決められた調査項目についてヒアリングを行う(調査設計の主としない)と理解すると金額を含め契約の主たる部分にはあたらないと見受けられます。
5	8月28日	5(1)①県内貿易事業者等(50社以上)	県内貿易事業者等へのヒアリングに際して、県が実施する貿易関連の補助事業等を活用する事業者のリスト提供は可能か。 提供が可能な場合、同リスト内に含まれる事業者と合わせて50社以上の事業者ヒアリングを行うという理解でよいか(県でリスト化されていない事業者を50社以上開拓することが目的か)	本調査事業は、輸出拡大を目指す県内事業者と、これまで実態把握ができていなかった海外から県内へ立地した貿易企業者等とのビジネスの可能性について検討するものであり、50社以上を開拓(リスト化)する企画提案を行っていただきます。